

船舶事故等調査報告書

平成27年9月17日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014神第152号
事故等種類	衝突
発生日時	平成26年11月27日 12時30分ごろ
発生場所	兵庫県東播磨港 東播磨港二見南防波堤灯台から真方位253°2,350m付近 (概位 北緯34°41.00′ 東経134°51.70′)
事故等調査の経過	平成26年12月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 ^{はやぶさ} 早房丸、13トン HG2-7016（漁船登録番号）、個人所有 第260-47699号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート ^{かぜ} 風、5トン未満（長さ6.67m） 260-40785兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	A なし B 軽傷 1人（同乗者B）
損傷	A 船首部外板に凹損及び擦過傷 B 左舷船尾部外板に破口、オーニング支柱部に折損及び船外機に破損
事故等の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、操舵室中央の椅子に腰を掛け、東播磨港の南二見南方沖を約10ノットの対地速力で自動操舵により東南東進した。 船長Aは、船首方3,000m付近に2～3隻の釣り船を認め、その間を航行していたところ、平成26年11月27日12時30分ごろ衝撃を感じ、右舷後方にB船を認めたので衝突したことに気付いた。 船長Aは、旋回してB船に接近し、B船乗船者の負傷状況及びB船の損傷状況を確認した。 B 船は、船長Bが1人で乗り組み、友人（以下「同乗者B」という。）1人を乗せ、東播磨港の南二見南方沖において、船首を東方へ向けて錨泊し、船長Bが右舷船尾部で右舷方を向き、同乗者Bが左舷船首部で左舷方を向いてそれぞれ釣りを行っていた。 船長Bは、船尾方2,000m付近に接近する態勢のA船を認めたが、間近になればB船を避けて行くものと思い、釣りを続けた。

	<p>B船は、船長Bが、A船が船尾方約100～150mに接近して来たので、電子ホーンを1回鳴らしたものの、B船の船尾部とA船の船首部とが衝突した。</p> <p>同乗者Bは、衝突の衝撃により右足を打撲した。</p> <p>船長Bは、海上保安庁へ本事故を通報し、自力航行で海上保安庁の棧橋に着けた。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、約40年の操業経験があり、本事故発生場所付近の航行経験が豊富であった。</p> <p>船長Aは、本事故当時、わかめ養殖施設用の資材5tを淡路市岩屋港へ運搬中であり、急ぐ必要がなかったため、ふだんより遅い速力で航行しており、少しぼんやりとしていた。</p> <p>船長Aは、本事故当時、視界が良かったので、レーダーを使用していなかった。</p> <p>B船が錨泊して釣りを開始した際、周囲に2隻のプレジャーボートが錨泊して釣りを行っていた。</p> <p>船長Bは、本事故前、航行中の船舶が錨泊中のB船を避けてくれたので、A船もB船を避けてくれるものと思っていた。</p> <p>B船は、錨泊中を示す形象物を掲示していなかった。</p> <p>船長B及び同乗者Bは、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、東播磨港の南二見南方沖を東南東進中、船長Aが、船首方に認めた釣り船の間を航行すれば大丈夫と思い、見張りを適切に行っていなかったことから、船首方で錨泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、海上が平穏であり、ふだんより遅い速力で航行していたことから、覚醒水準が低下していた可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、東播磨港の南二見南方沖において、釣りをを行いながら錨泊中、船長Bが、接近して来るA船に気付き、A船が船尾方約100～150mに接近したとき、A船に対して電子ホーンを鳴らして注意喚起を行ったものの、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、航行中の船舶が錨泊中のB船を避けてくれたので、A船もB船を避けてくれるものと思い、錨泊を続けたものと考えられる。</p> <p>B船は、錨泊中の船舶が表示すべき黒色の球形形象物を掲げる必要があった。</p>

原因	本事故は、東播磨港の南二見南方沖において、A船が東南東進中、B船が錨泊中、船長Aが、見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・航行中は、操船に意識を向け、周囲の見張りを適切に行うこと。